

協 議 調 書

伊那市・高遠町・長谷村合併協議会

協議項目№	1 3	提案日	第 4 回 協議会	確認日	第 5 回 協議会
			平成 1 6 年 1 1 月 2 日		平成 1 6 年 1 1 月 1 6 日
協議項目	条例規則等の取扱い			関係項目	
調整方針(案)	条例規則等の制定にあたっては、協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、以下の区分により整備し、新市における事務事業に支障がないようにするものとする。 【制定手続による分類】 1.合併と同時に新市職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行する必要があるもの。 (1)条例：市長職務執行者の専決処分により制定し施行する。 （地方自治法第 1 7 9 条第 1 項） (2)規則等：市長職務執行者の職権により制定し施行する。 （地方自治法第 1 5 条第 1 項） 2.合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。 新市の条例規則等が制定されるまでの間の暫定措置として、従来その地域（旧市町村域）に施行されていた条例規則を新市の条例規則として引き続き施行させる。（地方自治法施行令第 3 条） 3.合併後、逐次制定し、施行させることとするもの。 (1)市長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの。 （議案提出権が長にない条例、各行政委員会の規則等） (2)新市発足時には必要ないが、合併後、逐次制定し、施行させるもの。			協議結果	方針案のとおり
関係資料					
別添のとおり。					